

消費者行政についての首長表明について

デジタル化の進展や社会環境が変化する中、消費者の意識や消費行動もこの数年で大きく変化し、消費生活相談の内容も、より複雑化・多様化しています。

更には、2022年4月から成年年齢が引下げられ、契約関連の知識・経験が十分でない若年者の消費者被害の増加も懸念されており、また、「団塊の世代」が75歳を迎え始め、総人口に占める75歳以上の割合が初めて15%を超え、高齢化が更に進む中、高齢者の消費者被害が深刻化するおそれもあります。

こうした中、本市では、消費者トラブルの未然・拡大防止を図るため、消費生活センターの相談体制の充実を図るほか、地域へ出向いての出張講座の実施、地域から選任された消費生活コーディネーターを活用した啓発活動や高齢者の見守りを強化するための福祉部門との連携、教育委員会と連携した消費者教育授業の実践など、様々な取り組みを進めています。

今後につきましても、柏市経営戦略方針及び「柏市消費者教育推進計画」等に基づき、市民が、幼児期から高齢期までの全生涯を通じて消費生活に関する正しい知識と的確な判断力を身に付けられるよう、自立した消費者の育成、消費者市民社会の醸成を目的とした消費者教育を推進することにより、消費者行政の充実・強化を図ってまいります。

令和6年2月

柏市長 太田和美

